

合研究所の協力、助言のもとテストを実施した。

- ・「防犯ブザーの電池切れや故障に注意！ーいざという時のために家庭で点検をー」の結果に、定期的に防犯ブザーの点検を学校から家庭に通知してもらうことが有効ではないかとの指摘から、学校を通じて保護者に啓発してもらうよう文部科学省への要望を追加した。
- ・「キャンドルブッシュを含む健康茶ー下剤成分（センノシド）を含むため過剰摂取に注意ー」のテストデザインにおいて、キャンドルブッシュに含まれる成分として、センノシド以外にも下剤作用を示すようなアントラキノン類が含まれているとの指摘を受けたことから、文献等を引用して、報告書で言及した。また、テスト対象銘柄の商品のタイプを絞ってはどうかとの指摘を受け、健康茶に絞って実施することとした。医薬品と同等のリスクがあるようであれば、食薬区分の見直しを求めているかどうかの意見を受けテストした結果、センノシドを多量に摂取する可能性があったことから、行政への要望として食薬区分の見直しを含めた検討を求めた。
- ・「自動車用緊急脱出ハンマーのガラス破碎性能」の結果について、硬さを測定した理由を具体的に説明したほうがよいとの指摘があり、ガラスが割れる、割れないはヘッド先端部の硬さが大きなファクターであるため、硬さを測定することとした旨を追記した。熟練した技術者についての具体的な説明と重要なことを簡潔に記述したほうがわかりやすいなどの指摘を受け、第三者機関で一定以上のウインドーガラス破碎や試験技術を有していると認められた者という具体的な表記にし、熟練した技術者が一番割れやすいところをたたいても、ガラスを割れないものがあったという趣旨を主題として記述した。また、ハンマーでたたく位置についてアドバイスしたほうがよいとの指摘があり、ウインドーガラスの隅を破碎するよう追記した。
- ・「スマートフォンの充電端子の焼損や本体の発熱に注意ーなかにはやけどを負った事例もー」の結果について、充電端子は端子間のクリアランスが小さく、異物が入っても消費者には見えない、具体的な温度を明記しないと「スマートフォン」と「やけど」が結びつかないなどの指摘を受け、消費者へのアドバイスをわかりやすく修正した。発熱よりもやけどの方がわかりやすく、また焦げでなく、焼損としてはどうか、また、「導電性の異物」についてわかりにくいとの指摘などから、報告書タイトルや具体例を挙げてわかりやすくなるよう修正した。
- ・「ステロイド不使用をうたった医療機関で処方された漢方クリームにステロイドが含有」の結果について、横浜市、消費者庁が既にリコール情報を発信していたが、インターネットに当該医院の広告が出ていたことから、被害者は広範囲に及んでおり、二重三重に情報提供する意味はあるとのアドバイスを受け、公表に向けて進めた。
- ・「温度制御に問題があった電気足温器（相談解決のためのテストからNo. 65）について、電安法上問題のない温度であるならば商品に問題があるとはいえないことと、事業者に戻りまで求めるには被害の程度と事故発生頻度からの判断が必要との指摘などがあったことから、テストⅠの実施は見送ることとなった。

②商品テストの効率的な実施

i. 関係機関との連携

－年度計画内容－

独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用する。

◎業務の概要

独立行政法人との連携を強化するとともに、公的試験研究機関や大学等が保有する専門的な知見や技術・技能等も活用し、様々な専門性の高いテストを効率よく実施する。

◎年度計画実施状況

専門性が高いテストの実施や評価にあたっては、独立行政法人や大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等をテスト等に活用した。主な事例は以下のとおり。

- ・「携帯電話の充電器の破損」について、(地独)東京都立産業技術研究センターに破断面の見方などについてヒアリングを実施し、破損したプラスチックの破損に関する見解を聞き、テスト等に活用した。
- ・「空中スライダーの落下事故」について、社団法人日本山岳協会事務局に空中スライダーに用いるハーネス、カラビナの問題点等についてヒアリングを実施し、テスト等に活用した。
- ・海外から講師を招聘して ICRT database 検索研修を実施した。
(講師：INTERNATIONAL CONSUMER RESEARCH & TESTING
Research Manager and International Co-ordinator ANDREA KLAG)
- ・「子ども用の花粉防御用眼鏡の安全性」について、独立行政法人産業技術総合研究所の技術協力のもと、花粉防御用眼鏡の張り出し部分が人体へあたえる衝撃性についてテストを実施した。
- ・「カラーコンタクトレンズの安全性」について、日本コンタクトレンズ学会、公益社団法人日本眼科医会等と共同でテストを実施している。
- ・「柔軟剤のにおい」について、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、柔軟剤測定方法、においのトラブルや消費者へのアドバイスについてヒアリングを実施し、情報提供に活用した。
- ・「木製イスの脚部の破損」について、岐阜県生活技術研究所に対し、木製イスの脚部分が破損した原因や問題点についてヒアリングを実施し、テスト等に活用した。
- ・ICRT アジア太平洋ミーティングに参加し、アジア圏のテスト状況について情報交換した(香港)。
- ・「カセットコンロとボンベの装着性」について、一般財団法人日本ガス機器検査協会に対し、カセットコンロの装着時のガス漏れ原因についてヒアリングを行い、テストに活用した。

ii. 外部試験機関等への委託

－年度計画内容－

定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどは、外部の試験研究機関等へ委託する。

◎業務の概要

必要なテストを効率よく実施するため、JIS(日本工業規格)や食品衛生法などの公的な規格・基準に基づく定型的テストは、専門の試験検査機関にテストを委託するとともに、高度の専門的な知識や施設・機器などが必要なテストは、経験や知見を有する試験研究機関等へ委託する。

◎年度計画実施状況

電気用品安全法やJIS等の規格・基準に基づく定型的なテストは、95項目のテストを委託し、テスト業務の効率化を図った。また、ステロイドの定量分析や破損部品の破断面調査等の専門性が高いテストは、40項目のテストを委託し、テスト内容の充実に繋げた。定型的なテストや専門的なテストを外部機関へ委託した主な事例は以下のとおり（外部試験機関等への委託は別添資料24を参照）。

○定型的な規格・基準に基づくテスト事例

- ・首にかけて使用するタイプの除菌用品について、OECDガイドラインに基づく皮膚一次刺激性試験
- ・自主回収品であると疑われた化粧石けんについて、薬事法に基づくグリチルリチン酸ジカリウムの定量分析
- ・持ち上げた際に補助取っ手が割れてこぼれた湯で両足にやけどを負った圧力鍋について、SG基準に基づく繰り返し強度試験
- ・タイヤ交換時に自動車が下がった自動車用油圧式ジャッキについて、JIS規格に基づく負荷作動テスト及び耐荷重テスト
- ・ヒールが取れて踵に受傷した婦人靴について、ISO規格に基づくヒールの取付強度試験
- ・段差を乗り越えるときに前ホークが折損、車輪が外れて打撲を負った自転車について、JIS規格に基づく上下振動に対する耐久性、繰り返し荷重に対する耐久性試験
- ・座ったら衣服に色移りした座椅子について、JIS規格に基づく染色堅ろう度試験
- ・コード接続部から火花が出て手首をやけどしたヘアドライヤーについて、電気用品安全法に基づく電源コードの折り曲げ試験

○専門性の高いテスト事例

- ・コイルばねが折れた電動アシスト自転車について、破損部品の破断面調査
- ・子ども用の花粉防御用眼鏡の安全性について、眼鏡端部の人体へ衝撃を受けたときの安全性
- ・ステロイドの含有が疑われた漢方クリームについて、ステロイドの定量分析
- ・自動車用緊急脱出ハンマーのガラス破砕性能について、国内規格基準にならないGSマーク認証試験におけるウインドーガラス破砕性能テスト
- ・背もたれの接合部が折れた椅子について、使用されていた樹種の鑑定
- ・重篤な低血糖症を起こした海外で購入した血糖を下げるという漢方薬のグリベンクラミドの定量分析
- ・牛皮表示のあったスマートフォンのケースについて、皮革の判別検査

iii. テストの支援

－年度計画内容－

消費生活センター等では対応が困難なテストを積極的に実施する。

◎業務の概要

消費生活センター等でテスト施設を有しない、又は自前のテスト施設では対応困難なテストについては、消費生活センター等からの依頼に基づいて商品テストを実施している。

◎年度計画実施状況

消費生活センター等からの依頼に基づいて、前年度からの受け付け分を含め233件の商品テストを実施した。

③商品テスト実施機関の情報収集・提供

i. 商品テスト実施機関に関する情報や商品テスト実施状況等の収集・提供

ー年度計画内容ー

テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報及び消費生活センター等の商品テスト実施状況等の情報を収集し、ホームページを通じて情報提供する。

◎業務の概要

消費生活センター等が製品事故の原因究明などの調査に外部の商品テスト実施機関を活用できるよう、国や都道府県等の公的試験研究機関を始め、公益法人や民間の試験研究機関、大学などが実施する対象商品や試験内容などに関する情報を収集し、ホームページを通じて情報提供する。

また、全国の消費生活センターが実施した商品テスト情報の共有・活用を図るため、情報を収集し、消費生活年報等を通じて情報提供する。

◎年度計画実施状況

平成25年度は、新規に3機関を登録し、2機関を削除したほか、42機関の法人格の変更、試験に係る内容や連絡先などの登録情報を更新した。

また、消費生活センターから「革靴のウレタン底の劣化」「ステンレス製物干し竿の錆びやすさ」「クリーニングトラブルに対応できる試験機関」など様々な検査に関する外部テスト機関の間合せに対し、ホームページの商品テスト実施機関を紹介し、活用の促進を図った。

商品テスト実施機関の内訳と情報提供項目は以下のとおりである。

○情報提供した商品テスト実施機関（260機関）の内訳

・国や都道府県等の公的試験研究機関	85機関
・公益財団法人・公益社団法人の試験研究機関	20機関
・一般財団法人・一般社団法人の試験研究機関	80機関
・民間の試験研究機関	59機関
・大学、大学附置研究所、大学共同利用機関法人	3機関
・その他（財団法人、社団法人等）	13機関

○主な提供情報

- ・試験機関名・住所・連絡先・URL・機関分類 他
- ・受入商品（食品、家電製品、玩具・遊具、繊維製品、プラスチック製品、自動車・自転車用品 等）
- ・受入対象（個人、行政機関、企業・団体 等）
- ・試験項目（電気用品安全法、食品衛生法、日本工業規格 等）
- ・試験設備・試験機器等（クリーンルーム、蛍光X線分析装置、GC-M S、ICP発光分析装置、FT-IR、HPLC、走査電子顕微鏡、デジタルマイクロスコープ 等）
- ・事業所・出張所 等
- ・事業登録・認定・認証 等

消費生活センターが平成24年度に実施した苦情処理テスト及び商品テスト（比較・試買テスト等）の実施状況に関する情報を収集し、統計情報を「消費生活年報2013」に掲載した。また、商品テスト（比較・試買テスト等）については、当センターのホームページに掲載した（消費生活センターの商品テスト事例は別添資料25を参照）。消費生活センターの商品テスト実施状況は以下のとおり。

苦情処理テスト実施件数

商品分類	食料品	住居品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	光熱水品	土地・建物・設備	その他の商品	(被服品)クリーニング	(その他)クリーニング	合計
実施機関												
都道府県センター	113	183	116	39	57	32	13	16	18	177	4	768
政令指定都市センター	4	60	23	14	25	11	0	7	3	35	2	184
市区町村センター	35	137	57	33	46	27	10	13	9	76	5	448
合計	152	380	196	86	128	70	23	36	30	288	11	1400

商品テスト（比較・試買テスト等）実施件数

商品分類	商品一般	食料品	住居品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	光熱水品	土地・建物・設備	その他の商品	クリーニング	合計
実施機関												
都道府県センター	1	7	12	2	1	0	0	0	0	0	0	23
政令指定都市センター	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	4
市区町村センター	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
合計	2	17	12	3	2	1	0	0	0	0	0	37

ii. 商品テスト情報の情報提供に係る手段の検討

－年度計画内容－
 地方公共団体等に対しては、新たにデータベースを構築するなど情報提供に係る手段を検討する。

◎業務の概要

全国の消費生活センターに対して、新たにデータベースを構築し情報提供に係る手段を検討する。

◎年度計画実施状況

「消費者行政フォーラム」に、平成25年度に当センターが自ら実施した商品テスト報告書を登録データとして使用することの可否を消費生活センターに確認するとともに収集要領を作成し、データベースの構築に係る手段を検討した。

(9) 震災からの復興に向けた取組

東日本大震災からの復興を支援するため、以下の取組を実施する。

①震災関連情報の収集・提供

－年度計画内容－

食品と放射性物質に関する情報など、震災に関連する消費生活情報を収集し、ホームページ上の専用ページ等を通じて情報提供を積極的に行う。

◎業務の概要

食品と放射性物質に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行う。

◎年度計画実施状況

当センターホームページの「中央省庁からの情報」で下記の資料を紹介するとともに、メールマガジンで周知した。

- ・ 消費者庁「食品と放射能Q&A」の更新について
- ・ 厚生労働省「食品中の放射性物質の検査結果の検索サイトの公開」
- ・ 文部科学省「新しい放射線副読本について」

②消費生活相談員研修等での食品と放射能等に関する講義の実施

－年度計画内容－

消費生活相談員や行政職員等に対する研修において、食品と放射能等に関する講義を積極的実施する。

◎業務の概要

消費生活相談員や行政職員等に対する研修において、食品と放射能に関する正確な知識を習得できるよう講義を実施する。

◎年度計画実施状況

「食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション」の講義を消費者行政職員研修職員講座で2回、消費生活相談員基礎講座（理論コース）で1回実施した。

③放射性物質検査に関する地方公共団体への支援等

－年度計画内容－

放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。

◎業務の概要

消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における住民が消費する食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与及び自治体へのサポートを消費者庁と共同で実施する。

貸与は年度ごとに自動更新としており、引き続き貸与を受ける地方公共団体を支援するため、必要に応じて検査方法の研修や技術相談等を行う。

◎年度計画実施状況

自治体向け放射性物質検査機器貸与事業のフォローアップとして、スクリーニングレベル(基準値の半分以上)を超えた食品等の精密検査を81件実施し、依頼先へ報告した。

また、平成25年度は、地方公共団体で測定に携わる職員を対象とした検査方法等に関する全国研修会を消費者庁と共同で開催したほか、消費者庁、地方公共団体等が主催する研修会に派遣した。

(主催) 5月28日(全国研修会・第6回)

(派遣) 4月24日(福島県研修会・郡山市)

8月 8日(宮城県研修会・仙台市)

④必要な施策の実施

—年度計画内容—

その他、消費者庁と連携の上、必要な施策を適切に実施する。

◎業務の概要

震災からの復興に向けた取組において、中期計画及び年度計画にない施策を実施する必要が生じた場合、消費者庁と連携し検討した上で実施する。

◎年度計画実施状況

実施が必要となった施策はない。

(10) 消費者教育の推進

消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)が施行されたことを踏まえ、消費者教育に関する以下の取組を実施する。

①民生委員等への研修を行う講師養成のための研修、情報提供等

—年度計画内容—

消費生活相談員・消費者行政職員向けに、民生委員・福祉関係者等への研修を行う講師となるのに必要な知識や技法を習得するための講座を実施するとともに、民生委員等に対して、高齢者向けメルマガ「見守り新鮮情報」等の情報を提供する。

◎業務の概要

地域において、高齢者、民生委員・福祉関係者を対象とした消費者教育講座の講師となる消費生活相談員・消費者行政職員に対して、講座の受講対象者別に必要となる知識の習得や技術の向上を図る講座を実施する。

また、民生委員等に対して、メールマガジン「見守り新鮮情報」等の情報を提供する。

◎年度計画実施状況

効果的なカリキュラムを策定するため、有識者や消費生活相談員等へのヒアリング、地方公共団体に対するアンケート調査を実施した。これらの結果を踏まえカリキュラムを策定し、2コース実施予定であったところ受講希望が殺到したため、受講ニーズに応えるため、1コース追加開催することとした(計3コース)。

メールマガジン「見守り新鮮情報」を民生委員や福祉関係者に年間27本

配信した。

このほかに、中央省庁、自治体の要請を受け、消費者教育関連イベントへ参加し、当センターが作成した情報のうち、消費者教育に資するものを提供した。

○くらしフェスタ東京への参加（平成25年10月25、26日 新宿駅西口広場）

- 【来訪者数 32,000 人】「買え買え詐欺」、「健康商品の送りつけ」などの最近問題となっている消費者トラブルや身近な商品での事故、暮らしに潜む危険などをパネルやモニターで紹介した。
 - ・見守り新鮮情報、子どもサポート情報、買え買え詐欺についてのパネル（A1 サイズ）展示
 - ・2013 年版くらしの豆知識無償配布（1,000 部）

○岐阜県教育委員会消費者教育スモールステージ参加

- 平成25年10月31日【加茂地区】可児市立広陵中学校
 - ・「中学生にも起こりうるインターネットにまつわる消費者トラブル」の内容でデモンストレーション授業を実施（講師：岐阜市在住相談員）
- 平成25年11月27日【岐阜地区】瑞穂市立穂積中学校
 - ・「中学生にも起こりうるインターネットにまつわる消費者トラブル」の内容でデモンストレーション授業を実施（講師：当センター職員）

○文部科学省消費者教育フェスタ参加

- 平成25年12月5日【札幌会場】子どもサポート情報第50、52号展示及びチラシ無料配布（各100部）、2013年版くらしの豆知識無料配布（100部）
- 平成26年1月17日【名古屋会場】子どもサポート情報第50、52号展示及びチラシ無料配布（各50部）、2013年版くらしの豆知識無料配布（50部）
- 平成26年1月30、31日【千葉会場】子どもサポート情報第50、52号展示及びチラシ無料配布（各50部）、2013年版くらしの豆知識無料配布（50部）

② P I O - N E T 情報等の消費者教育への活用

－年度計画内容－

高齢者や高齢者を支援する者等に対して、消費生活相談実例に基づき、メールマガジンの提供や講座等を実施する。

◎業務の概要

P I O - N E T に登録された相談情報に基づき、メールマガジン「見守り新鮮情報」や消費者問題出前講座におけるリーフレットや資料を作成し活用する。

◎年度計画実施状況

P I O - N E T に登録された相談情報を活用した「見守り新鮮情報」を27回作成した。

さらに消費者問題出前講座で使用するテキストとして、P I O - N E T に登録された相談情報に基づき「くらしのご用心」を作成した。

消費者教育学生セミナーにおいて「若者の消費者トラブルの現状と課題」の講義を、教員を対象にした消費者教育講座において、「子ども達のインターネット・携帯電話をめぐるトラブルについて」の講義を実施し、それぞれ、当センター相談事例、P I O - N E T 情報を元にした内容とした。

③消費生活相談員等向けの専門知識習得のための研修

－年度計画内容－

消費生活相談員・消費者行政職員向けに、消費者教育の講師となるのに必要な知識や技法を習得するための研修を実施する。

◎業務の概要

地域において、消費者教育講座の講師となる消費生活相談員・消費者行政職員に対して、講座の受講対象者別に必要となる知識の習得や技術の向上を図る講座を実施する。

◎年度計画実施状況

消費者教育講座の講師となる消費者行政職員および消費生活相談員（未経験者、初心者）に対する研修として、基礎的な知識や技法の習得を図るとともに、実践的な手法を学ぶ演習等を目的とした「消費者教育に携わる講師養成講座 基礎コース」を2回実施した。

また、高齢者、民生委員・福祉関係者、小中高生を対象に、消費者教育講座の講師となる消費者行政職員および消費生活相談員（講師経験を有するもの）に対して、対象者別の特徴、消費者講座を実演する際のポイント、実践例報告等を目的とした「消費者教育に携わる講師養成講座 応用編（対象者別コース）」を5回実施した。

④消費者教育に関する先進的取り組みに関する情報の収集・提供

－年度計画内容－

消費者団体等が実施している消費者教育に関する先進的な取り組みに関する情報等について、消費者の特性に配慮しつつ収集し、ホームページ上の専用ページ等を通じて提供する。

◎業務の概要

消費者教育に関する先進的な取り組みに関する情報を収集し、ホームページ等を通じて提供する。

◎年度計画実施状況

消費者教育学生セミナーにおいて、企業の先進的取り組みに関する講義「持続可能な社会構築に向けた企業の取り組み-お買い物で地球を救う-」を実施した。

全国消費者フォーラムのメインテーマを「消費者が未来を築く-消費者市民社会の時代へ-」とし、消費者団体、事業者団体等が実施している消費者教育に関する先進的な取り組みを提供した。

さらに、以下の取り組みを実施した。

- ・ウェブ版「国民生活」において、名古屋市消費生活センター、日本消費者教育学会などの取り組みを「消費者教育実践事例集」を連載した。
- ・東京事務所2階に消費者教育に関する展示ブースを設け、関係団体などから収集した資料、グッズ等を展示した。

(ウェブ版「国民生活」で紹介した取り組み)

- ・親子で学ぶ生活知識（名古屋市消費生活センター）
- ・グループワークで学ぶ「消費者市民社会」（日本消費者教育学会）
- ・事業者団体の消費者教育への取り組み（公益社団法人消費者関連専門家会議）

- ・知的障がい者向け講座（名古屋市消費生活センター）
- ・消費生活サポーターを育成する（新潟県）
- ・消費者教育スモールステージ（岐阜県教育委員会）

(ACAP 消費者の声を活かした製品展示)

- ・消費者教育支援センター 消費者教育用教材
- ・全国消費生活相談員協会 消費者教育用資料
- ・中央省庁 消費者教育用資料
- ・地方自治体 消費者教育用資料
- ・見守り新鮮情報（A1 サイズパネル：四半期毎に更新）
- ・子どもサポート情報（A1 サイズパネル：四半期毎に更新）
- ・商品テスト『こんな事故にご注意を』（A1 サイズパネル：四半期毎に更新）
- ・ウェブ版国民生活（A1 パネル：発行の都度更新）

また、ホームページに消費者教育用教材や消費生活センターの先進的な消費者教育情報を紹介する専用ページを設け、適宜更新を行った。

(1 1) 地方公共団体に対する支援

上記の取組のほか、以下の取組等を通じて、都道府県及び市町村における消費者行政への支援を強化する。

①巡回訪問

－年度計画内容－

相談体制の強化のため、市町村の消費生活相談窓口における経験の浅い相談員に対する指導経験豊富な相談員の「巡回訪問」について、都道府県が実施できるように、都道府県と連携を図り、「巡回訪問事業」の質の向上及び円滑な運営に対する支援を行う。

◎業務の概要

平成21年度から24年度まで、国民生活センターが実施した「消費生活相談専門家による巡回訪問事業」での実績を活かして、巡回訪問事業の意義・課題、事業企画・運用のポイント、市町村に出向く際の必要事項等をまとめた「巡回訪問事業の手引」を作成し、それを活用した研修の実施等により、都道府県が行う「巡回訪問事業」を支援する。

◎年度計画実施状況

巡回訪問事業の意義・課題、事業企画・運用のポイント、市町村に出向く際の必要事項等をまとめた「巡回訪問事業の手引」（4冊、合計204ページ）を8月末に完成させ、都道府県へ提供した。

「巡回訪問事業の手引」についてアンケート調査を行った結果、38道府県（8割）から役に立ったとの回答を得た。

さらに、「巡回訪問事業の手引」をテキストとして活用し、行政職員、巡回訪問担当者（相談員）別の「巡回訪問研修」を全国6カ所、合計7回開催した。

なお、受講者からは5段階評価で「4.6（行政職員向け）」、及び「4.8（巡回担当者向け）」の評価を得た。

また、巡回訪問担当者の教授方法の紹介や巡回先の意見等を掲載した情報誌「巡回訪問便り」の発行を開始した（毎月10日発行）。

(巡回訪問研修の開催日と開催地)

- 1 1 月 1 1 日：東京 (巡回訪問担当者)
- 1 1 月 2 5 日：広島 (行政職員・巡回訪問担当者)
- 1 2 月 4 日：東京 (行政職員・巡回訪問担当者)
- 1 2 月 1 6 日：仙台 (行政職員・巡回訪問担当者)
- 1 2 月 1 9 日：大阪 (行政職員・巡回訪問担当者)
- 1 月 1 5 日：札幌 (行政職員・巡回訪問担当者)
- 1 月 2 7 日：福岡 (行政職員・巡回訪問担当者)

② P I O - N E T の追加配備

－年度計画内容－

地方公共団体からの要望を踏まえ、P I O - N E T の追加配備を適切に実施する。なお、配備の実施にあたっては、消費者庁とも協議の上、利用頻度等に応じた適切な配備方法について検討する。

◎業務の概要

消費者庁と連携し、配備基準を確定する。確定した配備基準に基づき P I O - N E T の追加配備を実施する。

◎年度計画実施状況

消費者庁と連携し、配備基準について検討し、消費者庁が6月26日に平成25年度配備基準を決定した。

この配備基準に基づき、要望調査を実施した(7月2日送付)。要望調査の結果、11箇所に配備することを決定し、9月5日に追加配備決定通知を送付した。

追加配備する消費生活相談窓口と調整し、年度内に7箇所に追加配備を実施した。

(1 2) 中核機関としての役割強化

－年度計画内容－

センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関する検討結果を踏まえ、適切に対応する。

◎業務の概要

センターの中核機関としての役割を強化するための関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策については、消費者庁が中心となって検討を行った結果を踏まえ対応を行うこととしている。また、消費者庁及び消費者委員会設置法(附則第3項)には、「国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずる」とされている。

◎年度計画実施状況

平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、同年2月22日からは「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」が開催され、同年8月22日にまとめられた報告書では「独立性を法的に担保した『特別の機関』として、消費者庁を

移行先とすることが有力な考え方」とされた。また、これを受けた同28日の政務決定においては、消費者庁に対し、特別の機関の設置の実現に向けた検討を行うように指示がなされた。

その後、同年12月に就任した森消費者担当大臣は、「平成25年度については、国に移行せず、独立行政法人として活躍してもらうこととする。」「国民生活センターの今後の在り方については、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず、1年かけて検討」「国民生活センターの機能は強化してまいりたい。」と発言。これを受けて平成25年3月からは大臣主宰の「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催され、大臣自ら有識者から意見を聴取し、「組織形態としては独立行政法人の新たな類型の一つである『中期目標管理法人』とすることが相応しい」等の方針が示された。

平成25年12月24日閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「中期目標管理型の法人とする」「相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る」「東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する」とされた。

一方、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、消費者庁における有識者等による懇談会「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会」を開催し、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案しつつ、研修施設の再開について検討を実施しているところである。

表：国民生活センターの在り方の見直し検討状況（平成25年度）

会議名	実施状況	備考
消費者行政の体制整備のための意見交換会	第1回 平成25年 3月14日	主宰者：森まさこ内閣府特命担当大臣 常時出席者：野村豊弘学習院大学教授、池本誠司弁護士 (注：第1回から第4回まで、松本恒雄（一橋大学大学院法学研究科教授（当時））氏、石戸谷豊（弁護士）氏が常時出席者を務めた）
	第2回 " 4月25日	
	第3回 " 6月5日	
	第4回 " 7月23日	
	第5回 " 10月21日	
	第6回 " 11月1日	
	第7回 平成26年 3月31日	

※斜字体は平成25年度以外

表：国民生活センター相模原事務所研修施設再開に関する検討状況

会議名	実施状況	備考
国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会	第1回 平成26年 3月4日	
	第2回 " 4月22日	

※斜字体は平成25年度以外

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- ・別紙1から別紙3までのとおり。
- ・毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4. 短期借入金の限度額

－年度計画内容－

短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

・該当なし

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

－年度計画内容－

東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する。

◎業務の概要

東京事務所については、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（財務大臣主催）」の報告書（平成20年6月12日）において、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転することが盛り込まれた。

これを受け、消費者への情報提供や行政機関等との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、同事務所の機能が十分に発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先の確保を平成24年度までに図ることとしていたところ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、平成25年度中に、国庫納付することとなった。このため、東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者（品川税務署）の移転に関する状況を踏まえ、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進める。

◎年度計画実施状況

（1）東京事務所の国庫納付について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の「組織の見直し」において、東京事務所については平成25年度中に国庫納付することとなった。

さらに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、平成24年度においては、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」の結果に基づき、消費者庁の「特別の機関」として平成25年度予算・機構定員要求（平成26年1月移行を想定）を行ったところである。

その後、平成24年12月内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）の判断により、また、平成25年1月24日に閣議決定された「平成25年度予算編成の基本方針」における「平成25年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成する」等の方針を踏まえ、平成25年度は独立行政法人のままとし、当センターの今後の在り方については国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず引き続き検討することとなり、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）と有識者との「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催され、平成25年7月23日の中間整理においても、あらゆる選択肢を排除せず、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターとの連携に関する検証

結果及び今後の独立行政法人制度改革の動向を踏まえつつ、引き続き検討することとされた。

このため、東京事務所の在り方については、これら検討会等の結果を踏まえて検討することとしていたところ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。」とされたことにより、国庫納付及び移転に向けた取組は取止めとした。

（参考）独立行政法人改革等に関する基本な方針での講ずべき措置内容

○東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。

（2）政府出資にかかる不要財産の国庫納付について

特殊法人国民生活センターから承継し、資本金の一部を形成している現金及び預金、有価証券 264,944,653 円について、主務省と協議の上、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第8条第3条に規定する「社会情勢の変化等により将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる重要な財産（不要財産）」と認定し、通則法第24条の2第1項及び同第2項の規定に基づき、平成25年8月27日に「政府出資にかかる不要財産の国庫納付認可申請」を主務大臣に提出したところ、平成26年3月17日に主務大臣の認可を受けた。このため、平成26年3月28日に国庫納付を行うとともに、通則法第46条の2第4項の規定に基づき、資本金減少の手続き（変更登記）を行った。

なお、変更登記後の政府出資金は、8,901,601,997 円である。

6. 重要な財産の処分等に関する計画

－年度計画内容－

重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。

・計画なし

7. 剰余金の使途

（1）商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備

・該当なし

（2）情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備

・該当なし

（3）施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備

・該当なし

8. その他業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

－年度計画内容－

施設・設備に関する計画の見込みはない

・計画なし

(2) 人事に関する計画

－年度計画内容－

地方公共団体との人事交流や消費者団体での実務体験について、地方公共団体や消費者団体における実態について調査の上検討を行い、可能なものから実施する。

◎業務の概要

地方公共団体との人事交流や消費者団体での実務体験の実施に向けて、調査及び検討を行う。

◎年度計画実施状況

地方公共団体との人事交流や消費者団体での実務体験について、地方公共団体や消費者団体に対し、ヒアリング調査を実施し、実施可能性について検討を行った。

その結果、一般社団法人全国消費者団体連絡会の製品安全専門委員会に商品テスト部職員を派遣して毎週1回、実務を体験させた。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

－年度計画内容－

中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

◎業務の概要

センター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うこととする。

◎年度計画実施状況

該当なし

(4) 積立金の処分に関する事項

－年度計画内容－

前期中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、当期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、内閣総理大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除した残余の額については、国庫納付する。

◎業務の概要

前期中期目標期間の最終年度における積立金残高 1,765,591,113 円のうち、当期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、内閣総理大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除した残余の額については、国庫納付する。

◎年度計画実施状況

前期中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、当期中期目標期間における積立金として整理する金額について主務省と協議した結果、全額

を国庫納付することと決定し、平成25年7月10日に1,765,591,113円を国庫納付した。

(5) 情報セキュリティ対策

－年度計画内容－

政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。

◎業務の概要

政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図るため、国民生活センターセキュリティポリシーの改定について検討する。

◎年度計画実施状況

『政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成24年度版）』、『政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（平成24年度版）』に基づくセキュリティポリシーの改定の検討を行っていたが、『政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準』の見直しが進められている情報を得たため、その情報の収集を継続することとした。

(6) 事業の審査及び評価

－年度計画内容－

各事業の審査及び評価について、外部評価の仕組みについて検討し、必要性の高い事業から導入する。

◎業務の概要

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「事業の審査・評価」に基づき、業務の実施における外部評価の仕組みについて検討するとともに導入する業務について検討する。

◎年度計画実施状況

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「事業の審査・評価」については下記のとおりとされているところであるが、当センターの事業については、中期目標及び中期計画において規定されている事業を行っているところである。

そのような中で当センターとしては、各専門分野の学識経験者を委員とする「商品テスト分析・評価委員会」を設置し、商品テストデザイン、テスト結果及び危害事案について審議・評価を受け、業務に反映させている。

さらに、業務の外部委託に際しては、外部評価委員による総合評価を行っている。

今後も業務の実施における外部評価の仕組みについて検討するとともに導入する業務について見直す予定。

○事業の審査、評価

- ・複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- ・また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の

選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

（7）国際協力

－年度計画内容－

海外からの研修生の受け入れや海外への講師派遣等の要請に対しては、要請先のニーズを勘案しつつ積極的に対応する。

◎業務の概要

海外からの研修生の受け入れや海外への講師派遣等の要請に対し、要請先のニーズを勘案し、積極的に対応すべく検討する。

◎年度計画実施状況

ベトナムにおける消費者行政体制強化のために職員を派遣してほしいとの独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請を検討し、平成25年7月に3名、平成26年2月に1名、平成26年3月に4名、延べ8名の職員を派遣した。

また、ベトナムにおける消費者行政体制強化に資するために、ベトナム商工省競争庁に2年間職員を常駐させてほしいとの依頼が寄せられたため、検討を行った。

韓国消費者院職員を研修のために当センターに派遣したいとの要請がなされたことから、実施に向けた検討を行った。

さらに、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室、マレーシアマラヤ大学及びモンゴル司法関係者からの視察受け入れに対応した。

（8）内部統制の充実・強化

－年度計画内容－

内部監査を適切に実施し、内部統制を強化するとともに、監事監査における指摘事項に対し、必要な具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。

◎業務の概要

内部統制については、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、「各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務遂行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。」とされている。さらに内部統制の目的のひとつであるコンプライアンスについて、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において「法人は、法令等を遵守しつつ業務の適性を確保するための体制を整備する。」とされた。

「独立行政法人における内部統制と評価について（平成22年3月 総務省）」に基づき、内部監査を適切に実施することにより内部統制を強化するとともに、監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングすることとしている。

◎年度計画実施状況

内部統制のうち、「リスクの評価と対応」、「モニタリング」について、内部